

古代橘樹郡・影向寺遺跡とその史的前提 －屯倉・県と名代－

中林 隆之

はじめに

本稿は、古代武藏国橘樹郡およびその周辺地域について、橘樹官衙遺跡群と影向寺遺跡との関係の検討をもとに、同郡の来歴と変遷をあとづけつつ、当該地域の特性について考えようとする試論である。考察にあたっては対象を令制下の橘樹郡域に限定せず、周辺地域を含めてその歴史的形成過程を問うことを目的とする。そのため、律令制前・後を通して広い意味で当該地域周辺を指す場合、便宜上、タチバナ地域と呼称して検討していくことにしたい。

令制下の橘樹郡は、安閑紀元年閏12月是月条に記された、いわゆる「武藏国造の乱」に関する著名な伝承記事で、「乱」後に設置されたとされる4屯倉の1つたる橘花屯倉の遺称地に関わるであろう郷（御宅郷）や、県（アガタ）に関連すると思われる郷（県守郷）を有していた。また橘樹郡には、様々な史料で、部姓者や、かつて部の管掌氏族であったと考えられるものも確認できる。さらに正倉院に現存する調庸布や平城京城から出土した荷札木簡にも橘樹郡からの貢納品とみられるものが存在しており、令制下の郡支配の実態もある程度判明する。そのため、律令制前・後の古代武藏地域の特色や、当該地域と中央政権との様々な関係の変遷を明瞭にうかがわせる素材を持つ地として早くから注目され、研究も多く蓄積されてきた⁽¹⁾。

また近年では、本論でも示すように、川崎市教育委員会を中心に千年伊勢山台地遺跡などの発掘調査が進められ、郡庁は未発見ながらも郡衙正倉や

世紀に遡る建物群などが確認され、古代橘樹郡衙（評衙）の位置がほぼ確定されたことをはじめ、様々な知見をもたらしている。あわせて郡衙域の西側近傍に所在する影向寺周辺の遺跡の調査も断続的に進められており（影向寺遺跡）、橘樹郡衙（評衙）に近接した古代影向寺の建立が7世紀後半に遡り、両者の形成過程が密接に関わることが明確になるなど重要な成果が相次ぎ、その性格に関する議論も進められている⁽²⁾。

加えて、橘樹郡衙跡遺跡群・影向寺遺跡の南東約2kmの台地上に位置する蟹ヶ谷古墳群の発掘調査成果も注目される。2012年以降の専修大学・日本大学・川崎市市民ミュージアムによる共同発掘調査の結果、同古墳群が、6世紀後半～末ごろの前方後円墳（1号墳）から始まり、6世紀末～7世紀初頭の円墳である2号墳・3号墳へと続き、その後7世紀後半から8世紀に至る小墳墓や横穴墓まで断続的に営まれた古墳群であったことが解明されている。こうした成果を踏まえ、同古墳群と橘樹郡衙（評衙）との関係の意義づけや、古墳群の造営集団、また郡内諸郷と諸氏族の構成や諸勢力の消長、といった問題が検討の俎上にのぼるなど、考古・文献両面から新たな知見が積み重ねられてきている⁽³⁾。

そこで本稿では、以上に概括した研究史を踏まえつつ、あらためて古代タチバナ地域の歴史的特性とその変遷について考え、古代国家形成過程における地域支配の特質を具体的地域に即して解説していくための、ケーススタディとしたい。

考察は以下の手順で進める。まず令制下の橘樹郡について、文献史料からうかがえる特徴を概括し、それを橘樹官衙遺跡群と影向寺遺跡の発掘調査成果から浮かび上がる特徴に重ね合わせて考えることで、いくつかの留意点や課題を提示する。次にそれを踏まえつつ、令前のタチバナ地域について、主に県、屯倉、名代を中心とした部民、またそれらを統括した氏族集団などのあり方について検討することを通じて、6世紀以降のタチバナ地域の特質をさぐる。さらにその上で、令前の地域的特質が、7世紀中葉～後半にかけて進展した律令制的地域編成の進展に伴いどのように変貌していったのかを、連続一断絶両側面から考え、当該地域の歴史的来歴と特質にせまりたい。

もとより文字史料（資料）が限られているなかでの考察であり、憶測にわ

たる部分も多くなることを承知の上で、現時点での古代タチバナ地域に関する試論を提示してみたい。

一 古代橘樹郡の概括的特徴と諸問題

(1) 橘樹郡と管郷をめぐる留意点

『万葉集』卷20 所収の天平勝宝7歳（755）の防人歌の作者「橘樹郡上丁物部真根」（4419）の郡名記載を史料上の初見とする古代橘樹郡は、『和名類聚抄』（以下『和名抄』と略記する）によると、高田郷・橘樹郷・御宅郷・県守郷（以上、高山寺本・東急本）と、駅家郷（東急本）、余部郷（名古屋市博本）という郷名が確認できる。したがって『和名抄』段階では最大に見積もった場合、6郷が存在したということになる。この郷数を養老戸令2定郡条に即して見た場合、橘樹郡は下郡に相当する。ただし、『和名抄』の郷（里）や五十戸が、すべて8世紀もしくは評制下の7世紀後半までに遡るか否かは別問題である。

『和名抄』所載の郷名のうち、橘樹郷は、東大寺正倉院中倉202第118号櫃に収納されている天平勝宝八歳（756）11月付の白布に、「武藏国橘樹郡橘郷」と記されており⁽⁴⁾、その存在は疑いない。高田郷も武藏国分寺出土の平瓦のヘラ書銘に「高田」とみえるので、八世紀代における郷の存在が確実である⁽⁵⁾。この点は県守郷の場合も同様で、武藏国分寺の平瓦中に「縣」字を示すとみられる「縣†」のヘラ書がなされた平瓦があり、国分寺の造営に際して県守郷からも瓦の貢進がなされたことがわかる。県守という郷名は、律令制以前のヤマト王権との関係で形成された「縣」に関連する可能性があり、古くからの名称とみてよい。また御宅郷も、諸先学の指摘どおり、安閑紀元年閏十二月条に伝承がみえる橘花屯倉に由来する郷名であろうから、その歴史的来歴は当然古く遡るだろう。

これに対し、駅家郷は、『延喜式』兵部式・駅伝条に武藏国の駅馬の一つとしてみえる「小高駅」を指すものと思われるが、宝亀2年（771）以前には南武藏地域には駅家は存在せず、郡家におかれた馬を活用した伝馬での交通がなされていたことが指摘されている⁽⁶⁾。これに従えば、橘樹郡の駅家郷もそ

れ以降の設置と考えられる。また名古屋市立博物館本にのみ確認できる余部郷は、おそらくは人口増加などに伴って後に設置された郷と推察され、8世紀半ばまでには未だなかった可能性が高いであろう。

以上の考証に大過ないとすれば、大宝令段階の橘樹郡は、管郷が四郷の下郡と推定される。その場合、養老職員令の郡司規定と大宝令のそれが同様と見た場合、橘樹郡には大領・少領の郡領2員と主帳が配置されたことになるが、留意すべき史料がある。それは上記した東大寺正倉院所蔵の調庸布に記された銘文で、そこには「武藏国橘樹郡橘郷刑部直國當調庸布壱端 主當く国司史生正八位下秦伊美吉男口／郡司領外從七位下刑部直名虫〉 天平勝宝八歳十一月」とあった⁽⁷⁾。ここでは橘樹郡の郡司は、「郡司領」と記されている。正倉院中に現存する調庸布に記載された銘文には、記載に誤りのある事例もあるため⁽⁸⁾、断言はできないものの、郡領の地位に関する部分の脱字はやや考えにくい。仮に記載が正確であったとすると、当時橘樹郡の郡領は1員のみであった可能性がでてくる。この点をどう理解するかが問題となるだろう。あるいは例外的に郡領が1員のみとされたのかも知れないが不詳である。その際、屯倉や県といった、中央政権と密接するかなり古い由来をもつ組織に関わる可能性がある郷が2つも存在することとの関係の評価も問題となるだろう。その点については後述したい。

(2) 橘樹官衙遺跡群と影向寺遺跡をめぐる諸問題

1996年以来、橘樹郡の郡衙正倉跡を中心とする遺構の発掘調査が進められている。結果、現在までに橘樹郡衙跡（千年伊勢山台遺跡、郡衙正倉とみられる総柱建物の正倉院地域と大型建物）、さらに両遺跡周辺に所在する以下の一連の官衙関連遺跡、すなわち子母口植野台遺跡（蓮上院北遺跡）＝郡家正倉と同規模の総柱建物、野川神明社南遺跡＝廂付掘立柱建物・大型掘立柱建物、野川東耕地遺跡＝大型掘立柱建物などが検出されており、これら全体で橘樹官衙遺跡群を構成すると評価されている⁽⁹⁾。

このうち、正倉地域では掘立柱の総柱建物45棟以上と大壁（壁建ち）建物2棟が検出されている。この地域の遺構群は、7世紀中葉～後葉で朝鮮半島系の大壁（壁建ち）建物が2棟が検出されたI期を初発とし、以降7世紀後葉

から8世紀前葉の、建物主軸方位が西に約30度傾いた建物群を有するII期、建物主軸が正方位となった8世紀前葉から末にかけてのIII期、建物数の減少と小規模化が進んだ9世紀前葉から後葉のIV期、以上の4期からなりたつとされる。また、正倉地域の西側で影向寺遺跡付近の地域から、梁行3間×桁行6間の南北棟の大型建物が検出され、その周辺にも南北棟の建物跡が数棟確認されており、これらが郡家を構成する館跡であった可能性が推測されている。

一方、郡衙正倉院域と同じ台地平坦面の西部には、7世紀後半に創建された古代寺院である影向寺遺跡が発掘されている。遺跡の性格は、7世紀中葉から後葉（7世紀第3四半期ごろ）とされる、寺院創建以前のほぼ郡衙正倉地域のI期建物に並行する時期の大型掘立柱建物跡（影向寺下層建物群SB0080）があった1期、影向寺創建期で金堂が建てられた7世紀後葉（7世紀第4四半期）から8世紀初頭にあたる2期、塔が建立された8世紀前葉の3期、8世紀中葉の金堂の再建や伽藍整備が進んだ4期、国衙系の南多摩瓦窯跡群より供給された瓦で補修が行われた8世紀後葉の5期、9世紀前葉から中葉の6期、5期と同じく国衙系の南多摩瓦窯跡群より瓦が供給され補修された9世紀後葉から10世紀初頭の7期、以上の7期に時期区分されるという。

こうした変遷をたどった影向寺遺跡については、郡衙正倉院および郡庁関連かと推測される遺構群の至近に位置していることから、「郡寺」と称される場合もあるが、その性格および推定される建立氏族をめぐる見解は一様ではない。

そもそも郡衙（ないし評衙）と白鳳期などの古代地方寺院は必ずしも対応関係にある場合ばかりではない。例えば隣国の相模国下寺尾廃寺のように、郡衙遺構（西方遺跡＝高座郡衙）の近傍に寺院跡が存在する場合がある。しかし、南武藏地域では、都築郡衙跡と推定される長者原遺跡や、豊島郡衙跡と見られる御殿前遺跡の場合は、いずれもその周辺には同時期の古代寺院は確認できていない。このうち御殿前遺跡は、7世紀後半に遡る評制段階からの建物遺構が存在し、その点では千年伊勢山台遺跡に近い性格を持つが、同時期の寺院跡はないのである。また東国の場合、寺院の建立の方が郡衙（評衙）の整備より先行する事例も多いことも指摘されている⁽¹⁰⁾。したがって、

こうした問題を含めて、白鳳期寺院と郡衙（評衙）関連遺構との関係については、個々の事例に則して検討し、評価していく必要がある。

さて、影向寺遺跡の場合は、正倉などの直近の西部平坦面に建立されており、極めて郡衙（評衙）との関連性が濃い。その意味では、「郡寺」との評価がなされるのもある意味ではうなづける。けれども、問題はそう単純ではない。

この問題を考える上で、影向寺遺跡の2期の境内の内の掘立柱建物遺構から、「无射志国荏原評」とヘラ書された瓦が出土していることが、とりわけ重要である。

この点について、三舟隆之は、『万葉集』卷20にみえる主帳荏原郡物部歳徳（4415）とその妻椋椅部刀自女（4416）、荏原郡上丁物部広足（4418）、橘樹郡上丁物部真根（4419）とその妻椋椅部弟女（4420）などの史料より、橘樹郡と荏原郡ではいずれも物部氏とその妻の椋椅部氏が存在することが確認でき、両郡域の氏族構成がよく似ていることなどから、当該地域における評制以前からの在地の氏族間の社会的結合の存在と、その存続を指摘する。それをふまえ荏原郡からヘラ書瓦がもたらされた背景に、影向寺遺跡を造営した在地の豪族層の連携による私的な労働力編成を想定する⁽¹¹⁾。ちなみに椋椅部氏は、南武藏では豊島郡にも『万葉集』卷20に防人上丁として椋椅部荒虫がみえ（4417）、武藏国国分寺出土瓦にも豊島郡白方郷のヘラ書人名「白方戸主倉（椅）」が確認できる（椋椅部氏については、なお後述）。

筆者も、橘樹・荏原両郡とその周辺域をまたぐ社会的な豪族（氏族）結合体の紐帶の、祖先への「追善—報恩」を軸においた社会的レベルでの宗教的確認が、寺院建立の一つの大きな前提・動機になっていることは、十分に考慮すべきであると考える。また、寺院建立の中核となった主体が橘樹郡（評）在住の地方豪族であることにも疑いがたいだろう。さらに三舟が1期の影向寺遺跡下層の掘立柱建物遺構について、豪族の居館を寺院とした捨宅寺院であった可能性を指摘している点も留意すべきであろう。しかし、以上を踏まえつつも、問題の瓦の供給の問題を考える場合には、豪族層主導の「知識」を含めた私的な労働力編成よりも、むしろヘラ書に「无射志国荏原評」という形で「国-評」の行政系列が明記されている点に、より着目すべきではない

か。

そもそも孝徳紀大化元年八月癸卯条の伴造層以上への寺院造営の奨励とそれへの王権の助成の「詔」以来、影向寺遺跡2期の造営にも密接する可能性のある天武紀14年(685)3月壬申条にみえる「諸国、毎レ家、作_レ仏舍_レ、乃置_レ仏像及經_レ、以礼拝供養」の詔にいたるまで、中央政府(王権)は、一貫して全国に寺院造営を奨励・助成する方向で臨んでいる。とりわけ天武14年の詔は、総体としては、直前の同年1月丁卯条の冠位制の大幅拡充に伴う地方豪族層への冠位の付与と評官人としての組織化にも密接に連動した、全国を対象とした地方寺院造営の推進・助成策であったと評価される⁽¹²⁾。

こうした中央政府(王権)の一連の政策動向を念頭に置いた場合、金堂に葺かれたであろう「国_レ評」銘が確認できる当該ヘラ書瓦は、政府の大枠的な意向を前提に、国司(国宰)が主導して荏原評に命じて供給させたものであった可能性を考慮すべきではないだろうか。なお、影向寺遺跡からは他にも「都」とヘラ書された瓦も出土している。これは8世紀中葉の瓦だが、この記載が、荏原評の場合と同様に瓦が都築郡より供給されたことを意味するすれば、一層、7世紀後半から8世紀中頃までの断続的な国司の関与・助成による修築の様子を推測させる。そして上記したように、南武藏地域では、7世紀後半から8世紀前半では影向寺以外に古代寺院跡は確認されていない。

以上の諸点を勘案すると、影向寺は、単純な郡(評)衙付属寺院(いわゆる「郡寺」)ではなく、すでに指摘があるように⁽¹³⁾、むしろ郡域を大きく超えた、武藏国分寺建立以前における南武藏地域一帯の中核的な地位(権威)を政府一国によって与えられた寺院であった蓋然性が高いと言えるのではないかろうか。

以上、橋樹郡(評)と影向寺について注意すべき諸点を概括的に挙げてみた。これらの検討の結果、あらためて気づかされるのは、令制下の郡の規模の小ささと、こうした郡の規模に不相応なほどの寺院の格の高さ(影向寺造営への政府一国宰の配慮と、南武藏地域での拠点的な位置づけ)という落差の問題である。これは何に起因するのか。

以下、あらためてこの点について考えてみたい。考察の中心は、郡領級氏

族である刑部直氏の位置づけと、この地がかつて橘花屯倉や県に関連する地であったことに求められると予想される。以下、これらの問題について検討していきたい。

二 県守郷と御宅郷—県と橘花屯倉—

古代橘樹郡には、上記したように橘樹郷・御宅郷・県守郷・高田郷が存在した。そのうち、ここでは、県守郷と御宅郷の特色を中心に考えることから始めよう。

(1) 県守郷と県（アガタ）

まず県守郷であるが、郷名に含まれた「県」は、『和名抄』の和訓「阿加多毛利」（高山寺本）・「安加多毛利」（東急本）からも明らかのように、「コオリ」ではなく、「アガタ」であることを確認しておく。

その上で、平城京二条大路の南北端付近に掘られた東西溝より出土した、いわゆる二条大路木簡中に、武藏国橘樹郡からの貢納品と推定される、以下の二点の荷札木簡がみえることに注目したい。

【史料 1】

橘樹郷茜十一斤 142・22・4 032 北側溝 SD5300 JD26 地区出土

【史料 2】

三宅郷茜廿斤 192・20・5 032 南側溝 SD5100 UO11 地区出土

橘樹郷からの茜貢進荷札は、『延喜式』主税式下に武藏国貢進の中男作物の茜が記載されていることから、武藏国橘樹郡橘樹郷の荷札としてよいだろう。一方、三宅（御宅）郷は全国各地に所在し、貢納荷札も一定数出土している。しかし、望月一樹は、この三宅郷の茜貢進荷札が、橘樹郡からのそれと同じく 032 形式の荷札で、とくに木簡両端の切り込みが下部に加えられるという特徴的な形態をとっていること、橘樹郷のそれと同じく茜を貢進する荷札であること、これらの特徴より、この木簡も橘樹郡三宅（御宅）郷から貢納された中男作物系の荷札とみている⁽¹⁴⁾。妥当な見解であろう。

それでは、これらの茜はどのように活用・消費されたものであったのであ

ろうか。茜は染料の原材料としても活用されたので、橘樹郡貢進の茜についても同様に理解するむきもあるが、この場合はそうではなかろう。

奈良文化財研究所のオンラインデータベース「木簡庫」を参照すると、茜の貢納荷札で中央に貢納されたものの内のほとんどはいわゆる二条大路木簡であり、それ以外のものも平城宮域（小子門地区）からの出土であることがわかる。

橘樹郡からの茜荷札を含む二条大路木簡は、平城左京二条二坊五坪と同左京三条二坊八坪の間の二条大路の南北両側溝の道路側に掘られた南北のゴミ捨て溝（北側溝 SD5300・SD5310、南側溝 SD5100）に廃棄された7万4000点におよぶ木簡群だが、そこに見られる荷札木簡は、紀年のあるものは、天平4年（732）から、北側溝は天平9年（737）まで、南側溝は天平11年（739）までであり、SD5100から出土した墨書土器の同12年（740）がもっとも新しい。荷札木簡中には、SD5300の左端付近から出土した一部に左京二条五坊（藤原麻呂邸）から投棄された庸米木簡なども含むものの、大多数は平城宮域から出土するものと同様の、天皇・皇后などに密接する費・中男作物・調雜物などの海産物を主とした食料品荷札であった。しかもこれらは主にSD5100より出土した大量の衛府に関わる木簡群（門の警護などの木簡群）と共に伴っていた。ここから、それらの荷札木簡の多くは、衛府の警護対象となった邸宅、具体的には左京三条二坊の旧長屋王邸を接收した藤原光明子の皇后宮（関連施設）で消費され、ほどなく廃棄されたものと推定されている⁽¹⁵⁾。とりわけ天平7年の年紀を有する荷札の圧倒的部分は、翌年の聖武天皇・光明皇后・阿倍内親王らの芳野行幸に関わるもので、芳野から平城への帰還時に、皇后宮（関連施設）で実施された饗宴に際して供御料、および陪從した臣下の人給料（雜給料）として提供・諸費された食料品に関わる荷札群と推察されるものであった⁽¹⁶⁾。

問題の茜の貢進荷札は、年紀は伴わないが、これらの食料品荷札木簡群とともに廃棄されていた。ちなみに南側溝 SD5100のUO11地区からは調雜物木簡とともに、光明皇后に関わるとみられる「岡本宅」からの進上木簡などが共伴しており、北側溝 JD26地区からは贊木簡も複数出土している。そして茜貢進荷札も費に準ずるとみられる中男作物系の荷札であった。これらを

勘案すると、橘樹郡から貢進された茜の荷札木簡は、光明皇后もしくは聖武天皇に供された荷札木簡に包含された、広義の食料品荷札とみるのが自然であろう。具体的には、三舟隆之も言及したように⁽¹⁷⁾、生薬（鎮咳去痰・利尿・通經・止血などに活用力）として貢進され消費された、供御物であった蓋然性が極めて高いであろう。

以上の理解に大過ないとすると、橘樹郡域はこうした供御料としての茜を栽培・貢進する地であったことになる。関連して言うと、橘樹郡や橘樹郷といった郡・郷名は、食料品（柑橘類の果実）としての橘の産出をも示唆する。残念ながら現状ではそうした史料は発見されていないが、天平10年（738）の駿河国正税帳には、隣国ながら武藏とは異なり東海道諸国に含まれた相模国から、橘子を御贋として余綾郡散事丸子部大国が部領使となって進上している事例がみられる（『大日本古文書』2-113頁）、橘樹郡の場合も同様のこととも想定可能かも知れない。いずれにせよ、こうした供御料の貢進に特色づけられた橘樹郡域の性格は、おそらくは律令制以前に遡る。つまり、御宅郷や県守郷の郷名に象徴された当該地におかれた屯倉や県（アガタ）にその淵源が求められるであろう。

このうち、とくに供御料貢進に関わってもっとも重視すべきは県守郷の存在である。県（アガタ）は一般的には屯倉制に先行し、主に王権の内廷に関わる物品を貢納する県主が統括した現地組織と考えられている。なお、全国的傾向を俯瞰的にみた場合、原島礼二が指摘したように、県の分布は物部系氏族の分布に重なりあうことが多く、タチバナ地域に関してもそれは同様である⁽¹⁸⁾。とすると、タチバナ地域の県については、田中禎昭も主張するように、その設定に物部氏が関わっていた可能性がある⁽¹⁹⁾。

ちなみに県（アガタ）は、たとえば和泉国和泉郡と日根郡が「縣釀酒」を天平9年（737）12月23日付の民部省符により進上しており（『和泉監正税帳』『大日本古文書』2-77・90頁）、天平8年の「摂津国正税帳」でも西成郡の項目で「縣釀酒」がみられるように（『大日本古文書』2-11頁）、一部は律令制下においても存続し、宮中に酒を貢進していたことがわかる。なお、橘樹郡域には県主の称号を有する氏族は確認されていない。しかし、御宅郷とともに、県守郷が併存したことからすると、屯倉の設置に伴って県の機能

が屯倉に吸収されたと考えるよりは、むしろ当該地域では、王権に食料などの貢納物を上進することを主目的とした、全体としてアガタと称された御菌的な地が後の諸郷域（橘樹郷・御宅郷など）の各所に散在的に存在し、それらのいわば禁菌を守衛・管理するために置かれた「県守」（アガタモリ）集団の拠点も存続したとみたほうがよいのではないか。そして当該地域のアガタ的性格は、令制下においても遺制として残存した。それを象徴するのが橘樹郡域から貢進された贅的な茜であり、県守郷の存在そのものではなかつたか。

(2) 御宅郷と橘花屯倉

次に御宅郷であるが、これが橘花屯倉の中核拠点に由来する郷と推定できることは、諸先学が指摘するとおりである。また上記のごとく供御の茜を貢納しているので、令制下ではこの郷でも贅的貢納を負担したであろうことがわかる。

問題は本来の屯倉の性格がいかなるものであったかであるが、この点についてはさまざまな想定が可能である。とくに名代をふくむ部民の管理は重要な位置をしめたと思われるが、その問題については後述したい。ここでは、まずこの屯倉の田地経営・支配に関わる問題について考えてみたい。

橘樹郡域について言えば、屯倉の田地経営について明確に示す資料はない。ただ、高田郷の場合、郷名に「田」を含む（地形上、谷戸田が想定されよう）。あるいは屯倉の御田に関わる郷名かも知れない。その他、多摩川右岸の後背湿地も田地経営には適しているかも知れない。ただし、いずれも憶測の域を出ない。

一方、橘樹郡域ではないものの、『和名抄』によると、荏原郡に御田郷（美田郷）がみえることが注目される。「御田」の郷名は、屯倉の「御田」との関連を強く想定させるからである（ちなみに荏原郡には他にも、蒲田・田本・満田・木田・桜田など「田」の名称をもつ郷名が多い）。

さて、武藏国の屯倉は、安閑紀元年閏12月是月条の伝承に記載された、横渟・橘花・多氷・倉櫟の4屯倉以外には確認されていない。このことからすると、荏原郡域の「御田」は、この4つのいずれかの屯倉の経営に関わる田

地であった可能性がある。

このうち橘花屯倉以外の3つの屯倉の所在地についてみると、倉櫟については、倉樹の誤記とみて久良郡域の屯倉（横浜市南区中里に久良岐の地名がみえる）とする見解に異論を聞かない。横渟については、様々な説があるものの、鈴木正信の最近の見解に説得力があると思われる⁽²⁰⁾。鈴木は、『武藏名勝図会』以降の、諸和歌集にみえる「玉の横野」を多摩の横山にあてそこから多摩郡横野に屯倉を見いだそうとする説を、依拠した和歌の地名比定の根拠が薄弱（「玉の横野」は和泉国の地名とみるべき）で従えないとする。他方、横渟の「渟」字と「沼」字が古代に併用される事例があることを踏まえ、地理的環境および北武藏地域の古道・遺跡などの存在から、湖沼・河川と陸路双方の交通の要衝とみられる横見郡の周辺域に所在する「横沼」の地に設定されたのが横渟屯倉であるとした。おそらく妥当な見方と思われる。

最後に多氷についてであるが、「多氷」を才ホヒと読み、のちの荏原郡「大井」駅家周辺に屯倉の存在を主張する見解があることに注意したい⁽²¹⁾。これについて同じく鈴木は、「氷」について、古代では「日」や「比」にあてて表記する事例はあるものの、「井」にあてた事例は中世以降にしか確認できないとしてこれを否定し、通説のごとく、多氷を多末もしくは多米の誤記とみて多摩郡内にあてる。これは一応、穩当な見解とも思われる。

ただし、のちに武藏国府が置かれた府中の周辺域には、6世紀後半から7世紀代にかけていくつかの古墳群が確認できるものの、前方後円墳や豪族居館などの遺構はみられない。ちなみに円上円下方墳として著名な熊野神社古墳やその他の円墳群と国府周辺域の巨大集落跡の造営の画期は、7世紀中葉頃以降とみられている⁽²²⁾。また多摩郡衙も現状では発見されておらず、その所在地も不明である。これらの状況から判断すると、のちの武藏国府（もしくは郡衙）に系譜していく、その原型となりうるような屯倉は、府中の周辺域には存在しなかったとも考え得るのではなかろうか。

他方、荏原郡にある「御田」郷の存在はやはり無視できない。また荏原郡域の多摩川左岸に、6世紀代造営の多摩川台古墳群のうち、6世紀前半造営の円墳を6世紀後半に改造してつくった前方後円墳（1・2号墳）が確認できることにも留意すべきである（東京都文化財情報データベース参照）。

加えて、以下の木簡があることも注目される。いずれも二条大路木簡である。

【史料3】

武藏国荏原郡大贊蒜一古

254・12・5 032 北側溝 SD5300 JF12 地区出土

【史料4】

荏原卅一斤 12・19・5 033 南側溝 SD5100 UO11 地区出土

史料3は蒜を大贊として貢進した際の荷札。史料4は税目が記されないが、これも贊に準じた植物性の食料であろう。橘樹郡域のものと同じく茜かも知れない（出土地も同じ SD5100 の UO11 地区である）。このように荏原郡は令制下では贊の貢進地でもあった。仮にこれが令前に遡るとすると、「御田」郷の存在ともあいまって、のちの荏原郡大井駅家周辺に屯倉（ないしその出先機関的な拠点）が置かれた可能性も考え得るのではないか。

結局、「多氷」屯倉については、上記した2通りの見方が可能で、現時点では容易に確定しづらい。ただし、通説のごとく「多氷」を多摩とみた場合、3つの屯倉はいずれも荏原郡には所在せず、且つそれら3つの屯倉は荏原郡域の御田（美田）郷や贊の貢進地からはいずれもかなりの遠隔地となる。対して橋花屯倉の場合は、多摩川の対岸でそれなりに距離はあるものの、他の屯倉の推定所在地域に比すと相対的に一番近接している。

他方、のちの荏原郡大井駅家の近辺に屯倉の拠点があったとみた場合でも、他の屯倉に比し橋花屯倉がもっとも近いことに変わりはなく、両者の連携も想定可能であろう。しかも、両郡域にわたる同一氏族（物部・棕櫚部）の存在などに示されるように、荏原郡域と橘樹郡域には、歴史的に古くから密接なつながりがあったことは確実である。

以上を総合的に勘案すると、荏原郡の御田（美田）郷およびその周辺域は、屯倉ないしはそれに関連した地域であり、その拠点は橋花屯倉とも連携しつつ運営されたとみておくのが妥当なのではないだろうか。憶測におよぶ部分が多いが、ひとまずの試案として提示しておきたい。

三 刑部直氏をめぐる諸問題

(1) 橘樹郡の刑部直氏

橘樹郡域の刑部直氏は、「直」姓を有することから、東国の譜代的豪族とみられ、郡領も輩出した郡内の有力氏族であった。ここではこの刑部直氏について詳しく検討し、タチバナ地域の特性についてさらに考察を進めたい。

ちなみに、同氏および同氏が統括したとみられる刑部は全国的に幅広く分布するが、武藏国でも、橘樹郡以外に、多摩郡泊江郷に刑部直道継とその戸口同姓真刀自咩およびその夫の刑部広主（『続日本後紀』承和13年（846）5月壬寅条）がみられる。また武藏国分寺出土の豊島郡からのヘラ書貢納瓦に、「豊嶋刑部真時瓦」や、同郡出身者の可能性のある「嶋刑（部）」の名も確認できる。さらに北武藏でも、大同四年（809）に多賀城に「武藏国幡羅郡米五斗」を運送した際の部領使として「刑部古□□（万呂カ）」の名がみえる⁽²³⁾など、複数の郡域でその存在が確認できる。

そもそも刑部直という氏族名は、允恭紀二年二月己酉条に皇后忍坂大中姫（記允恭段では太后忍坂之太中比売命）のために定めたと記された「刑部」という部民集団（名代）を統括した伴造氏族であったことに由来する氏族名とみられる。その刑部は、諸先学が指摘するように、7世紀中葉以降には、「皇祖大兄御名入部」と称され（孝徳紀大化2年3月壬午条）、大王敏達の王子で舒明の父であった押坂彦人大兄王子が領した、と意識された部民であったことが重要である。

ところで、「刑部」が彦人大兄王の名代であることを最初に明確に指摘したのは菌田香融であり、それは卓見であった⁽²⁴⁾。ただし、伴造一部の形の部民制の整備を示す史料は、現状では6世紀半ばの岡田山一号墳から出土した鉄劍銘文にある「額田部臣」が最古の実例である。したがって菌田が、刑部を、紀の記載そのままに、允恭キサキの「忍坂大中姫」のために5世紀中ごろに設置されたものとみて、それがその後「皇祖大兄」たる彦人大兄王子まで伝領されたとした見解は、現在ではおそらく成立困難であろう。すなわち、記紀が示す忍坂大中媛のためにという名目での刑部の設定が仮に事実であったとしても、それは後述する繼体以降の王統が、断絶した允恭系王統の正統

なる継承者であることを示すために、忍坂大中媛の系譜上の位置の応神系への加上という操作とも相まって、6世紀代に設定したもの、とみておくのが穩当であろう⁽²⁵⁾。

さて、橘樹郡を中心に盤踞する刑部直氏の性格に関わって、田中禎昭が以下の新見解を提示している。田中は、全国的にみて物部氏の分布と刑部氏の分布が重複する傾向にあることや『先代旧事本紀』の系譜伝承などを根拠に、物部氏の主導で刑部の設定がなされたとみる成清弘和の論考⁽²⁶⁾に依拠する。そして橘樹郡とその周辺域に物部氏が確認できることなどから、橘樹郡域の刑部直氏も物部系氏族であり、押坂彦人大兄王子の名代の設定にともなって、その支族が刑部直を称するようになったと理解する。あわせて、その刑部を統括する中央伴造氏族を『新撰姓氏録』河内国諸蕃にみえる刑部造とし、物部氏本宗の本拠付近の河内国若江郡に刑部郷が存在することから、刑部造氏を物部連氏の下僚氏族と把握した上で、彦人大兄の宮（オシサカ宮ないしオサカ宮）への部民制的貢納奉仕の体制について、河内を拠点とする物部氏本宗（物部連）－刑部造－タチバナ地域の刑部直－刑部という系列でなされたと主張する。

確かにこれまで確認してきたように、橘樹郡域や荏原郡域には物部氏があり、後述するように、本来広い意味でその同族ないし配下にあったと想定しうる集団（椋椅部）も存在している。さらに橘樹郡域周辺にとどまらず、武藏国全域にわたる傾向でも、物部系の氏族の存在が広範にみられる。これらの状況より判断すると、田中が、タチバナ地域に盤踞した刑部直氏と物部系氏族として編成された在地集団が、ともに元来は（擬制を含む）同族関係にあり、物部氏の進出に伴ってそれらが物部系氏族として編成されたと想定している点に関しては、細部の理解は別として、その可能性は十分に認めてよいと思われる。

ただし、田中が、問題の刑部の部民制的な貢納支配体制の展開までをも、物部氏を軸において理解する点には従いがたい。そこで以下では、迂遠なうだが、まず中央でのオシサカ宮の性格について検討し、そのうえで橘樹郡の刑部直氏についてあらためて考え、その特徴に関する私見を提示してみたい。

(2) オシサカ宮と「刑部」

そもそも、オシサカ宮へ奉仕した中央氏族として、第一に想定すべきは、河内の物部氏などではなく、やはり大和の忍坂に関わるオシサカ（ないしオサカ）を氏名を持つ氏族であろう。ちなみに忍坂（部）と刑部、さらに忍壁、忍部などは、いずれもオシサカ（べ）（ないしはオサカベ）と呼称し、正倉院文書中に多数確認でき、写経生名でも、同一人名が忍坂（部）・刑部・忍部・刑坂などとして記載されている事例がいくつも確認できる。したがってこれらの名称は基本的に通有し、いずれもオシサカ（べ）を示す氏族（以下、便宜上、オシサカ系氏族と呼称する）の漢字表記名とみることに何ら問題はない。

この点を踏まえて『新撰姓氏録』で確認できるオシサカ系氏族をみると、その氏族系列は尾張系もしくは渡来系に限定されており、物部系は確認できない⁽²⁷⁾。具体的に言うと、忍坂連（未定雜姓 左京：火明命の裔）、刑部首（摂津国神別：同神（火明命）十七世孫屋主宿禰の裔）、忍坂直・忌寸（逸文 大和・河内諸蕃：東漢費直系志努直之第三子阿良直の裔）、また上述の刑部造（河内諸蕃：吳国人李牟意弥の裔）、刑部史（逸文：阿智王系李姓の裔）、刑部（右京諸蕃下：百濟国酒王の裔）がみられる。

このうち、中央氏族としてもっとも重視すべきは、連姓を有し尾張連氏と同じ「火明命」の末裔を称した忍坂連である。この氏族は『新撰姓氏録』では未定雜姓左京となっているものの、孝徳紀大化2年3月辛巳条で東国国司の一員となり長官巨勢德禰臣のもとで介として派遣され、長官とともに過が指弾された忍坂連（欠名）や、いわゆる光覚知識經に含まれる天平宝字5年（761）10月3日付「賢劫經」卷一の跋語（『寧樂遺文』632-633頁、所収）に署名した忍坂連秋子などで、その氏名を確認することができる。したがって奈良時代以前には、中央で一定の勢力を有した氏族であり、平安遷都以前には、オシサカ宮が所在したと推定される大和国城上郡忍坂郷付近を拠点としていたとみてよいだろう。この氏族は、オシサカ宮の淵源を考える上でも看過しがたい。

オシサカ系氏族の奉仕対象であった彦人大兄の宮であるオシサカ宮の由来を考えようとする場合、隅田八幡宮所蔵人物画像倭鏡の「癸未年」と「意柴

沙加宮」があらためて注目される。隅田八幡鏡についての研究史は古く、銘文に見える紀年「癸未年」についても、いくつもの見解が知られている。菌田は443年説を探ったが、近年は考古学的手法による紋様や類例などの分析に基づいて503年とする説が有力であり⁽²⁸⁾、本稿も基本的にその説に従う。また隅田八幡鏡の銘文の釈読と鏡の位置づけについては、そこに記された6～10行目の「曰十（ヲシ）大王年」を顯宗もしくは仁賢に表象された王の治世、11～13字目を「孚弟（第）王」と読み=繼体（フト王）にあて、21・22字目の「斯麻」を百濟武寧王（シマ王）とみて、即位以前にすでに招請されてヤマトのオシサカ宮に居を構えていた繼体に、原鏡が百濟武寧王から政略的懐柔のために貢納されたとみる山尾幸久の見解を重視したい⁽²⁹⁾。その場合、オシサカ宮は繼体の宮ということになる（なお仮にオシサカ宮を顯宗ないし仁賢と表象された人物の王宮とみて、即位前の繼体がそのオシサカ宮にいたとみても、繼体は仁賢女と伝えられた女性（手白髪）をキサキとしたとされているので、その権益の継承に大差はない）。

その際、繼体がヤマト入りする前に婚姻関係を結んだ勢力の内、もっとも重要な地位をしめたのが尾張氏であり、尾張目子媛と繼体との間に生まれた安閑・宣化が、繼体の後にあいついで即位していることがとりわけ重要であろう。

敏達紀12年是年条の著名な日羅の言によれば、日羅は「於檜隈宮御寓天皇之世、我君大伴金村大連、奉為國家、使於海表、火葦北国造刑部鞍部阿利斯登之子、臣達率日羅、聞天皇召、恐畏来朝」したという。これによると日羅は、宣化の治世に「我君」大伴金村の命を受け「海表」にわたりそのまま百濟に仕えたが、招請により倭国に来朝したという。その際日羅は自身を「火葦北国造刑部鞍部阿利斯登」の子と称している。このことから、宣化朝ごろまでには、「火葦北国造」と称された九州の有力豪族の子弟が、恐らく大伴氏を介して「刑部鞍部」として組織され、武人的トネリとして上番し宮を警護していたことがわかる。そして「刑部鞍部阿利斯登」が上番した宮は、言うまでもなくオシサカ宮であった。実際に「阿利斯登」が上番した時期は、繼体から宣化までのいずれの頃かはよくわからない。しかし、オシサカ宮とその権益は、彦人大兄にまで継承されたとみるべきであるから、繼

体の後には尾張目子媛を母とした宣化が受け継ぎ、その後、宣化の女石姫（石姫の母は仁賢女）を介して石姫と欽明との間に生まれた敏達が継承し、それが彦人大兄へと伝えられたという流れが推定される。その間、目子媛を輩出した尾張氏の同族（枝族）たる忍坂氏は、繼体や目子媛所生の王子たる勾大兄（安閑）・檜隈高田（宣化）のヤマト入りに伴って陪從し、以後、一貫して繼体—敏達系の王子の伝領したオシサカ宮への奉仕を行ったものとみてよいだろう。そして、オシサカ宮への部民制的奉仕体制の整備も、「阿利斯登」のような上番するトネリ（トモ）への資養的な部を起点として次第に拡充されていき、おそらく6世紀半ばまでには、忍坂連氏を頂点として、忍坂連—忍坂首・直・造・史—刑部の系列で整備されていったと考えるのが自然であろう⁽³⁰⁾。したがって、タチバナ地域の刑部直氏も、いずれかの時点でこの系列下に組み込まれ、オシサカ宮に奉仕する現地の伴造氏族と位置づけられたと考えられよう。

なお、武藏の場合、中央勢力の本格的進出は大伴・物部両氏の主導でなされ、6世紀半ば頃以降、現地の諸豪族の多くは両氏の系列下に組み込まれて部民を次々と設定していくようである。その際、タチバナ地域周辺の場合は、先に見たように物部氏とのつながりが強いと考えられるので、当該地域の豪族集団は物部氏の系列下に入ったと想定できよう。

では、こうした物部氏の動向と、今確認した王家の名代たる刑部の設定や、その現地伴造として位置づけられた刑部直氏との関係は、どう理解すべきであろうか。

この問題を考える上で注意すべきは、タチバナ地域とその周辺域には物部系氏族が確認できるにもかかわらず、北武藏地域の場合とは異なり、そのうちに「直」姓を有するものはみられず⁽³¹⁾、それを有したのは刑部直氏のみであったという事実である。こうした状況を考慮に入れた場合、中央物部氏のタチバナ地域への進出・介入と、名代たる刑部の設定との関係については、以下のように理解するのが穩妥なのではないか。

すなわち、当該地域の豪族（氏族）らは、中央勢力の進出前から擬制を含む同族結合体を形成していたと見られるが、その中の首長ないし主導勢力は、屯倉や県の設定に際してはそれらにも関与しつつ、当初は物部直を名乗り、

物部系の現地伴造氏族として配下の民を物部に編成し、中央物部氏との関係を主軸とした貢納奉仕関係を取り結んだ。しかしその後、名代たる刑部が設定される時点に至り、貢納奉仕対象の主軸を王家へと位置づけ直し（もしくは朝廷・王家から派遣された使者＝宰（王人）の主導により位置づけ直され）、刑部を管理する現地の伴造氏族として刑部直を称するようになった。なおその過程で、豪族結合体の中での主導勢力の交代があった可能性も否定できない。いずれにせよ、以後、当該地域の豪族結合体の主導勢力は、刑部直を称して名代刑部を設定（ないし旧来の部民＝物部を割き取って再編）し、オシサカ宮とその権益を領有した王家に密接する忍坂連氏以下の系列に組み込まれていった。こう理解するのである。

ただしその場合でも、刑部直氏に代表されるようになつたタチバナ地域周辺の豪族結合体は、おそらく従前同様に部民たる現地の物部の支配も継続し、後述する屯倉の統括業務を介する形で、中央物部氏への奉仕も副次的に続け、さらに6世紀後半～末頃には、おそらく椋椅部も管理し、倉梯宮（倉椅宮）への奉仕も行つたであろう。

ちなみに椋椅部は、物部本宗の滅亡後、大王崇峻の倉梯宮に貢納奉仕するために、崇峻を擁立した蘇我氏が主導して設定した部民と考えられるが、その中央伴造氏族は、物部系の系譜を有した椋椅部連（『新撰姓氏録』未定雜姓攝津国）であった。この氏族は、崇神紀7年8月己酉条・同年11月己卯条の神話的伝承に出てくる、物部連の祖で「神班物者」となり祭神物たる「物部八十平瓮」を作り、祭主として大物主を鎮めたとされるイカガシコヲ（「伊香色雄」）と同じ「伊香我色雄命」の末裔とする系譜を有している。したがつて、元々は物部本宗に近い支流氏族であったとみられる。本宗の滅亡後に蘇我氏の下僚的氏族となつて各地の椋椅部の設置に関与し、中央伴造氏族と位置づけられたのであろう⁽³²⁾。その際、タチバナ地域とその周辺部に関しては、もともと当該地域に設定されていた物部の一部が椋椅部として再編され、倉梯宮へと振り分けられたのであるまいか。そして部民たる物部・椋椅部は、物部本宗の討滅や崇峻王の暗殺後には、それぞれの名称はそのままに、その多く（物部の場合はのちの石上氏ら残存した物部系氏族の部民以外）は、蘇我氏や諸王家の間で競合的に分有され、各々の支配下に組み込まれていった

と考えられよう。

(3) 橘花屯倉と刑部直氏

孝徳紀大化2年3月壬午条の皇太子奏請に際して、「皇祖大兄御名入部」を含めた王族所有の名代と屯倉の存続の可否を問われた中大兄が、それらの(形式的) 献上の旨を伝えたことに象徴的に示されるように、名代としての刑部の支配は、王族の所有した屯倉の経営とも有機的に連関したものであったと考えられる⁽³³⁾。したがって橘花屯倉も、刑部が設定されて以降、そうしたオシサカ宮を継承した王家の伝領した屯倉としての性格が第一義となり、そこを拠点に名代たる刑部から種々の物資貢納やヨボロの徵発を行っていたとみてよいであろう。そして、こうした橘花屯倉の現地統括氏族としてもっともふさわしいのは、当然、刑部直氏を称していった氏族集団とみておくべきであろう。

関連して言うと、刑部直氏は多摩郡狛江郷にも確認できた。狛江郷は令制下の郡域は異にするものの、多摩川の対岸で比較的近い。そして屯倉推定地としても他の屯倉に比して一番近接しているのは橘花屯倉であろうから、タチバナ地域の刑部直氏が、のちの狛江郷域の刑部直氏とも連携しつつ、橘花屯倉を介して、これら近隣地域の刑部からの物資貢納や労役徵発などを一括して担当した可能性が高いのではなかろうか⁽³⁴⁾。

すなわち、橘花屯倉は、先に見た田地の経営・支配の問題でも示唆したように、7世紀第4四半期における評制整備以後の狭隘な評・郡域のみならず、本来は南武藏地域のかなり広い範囲におよぶ点在的な各種の拠点との間に、オシサカ宮を伝領した王家の奉仕を中心には、多様且つ重層的な政治的関係を形成した、倭王権による南武藏支配のための中核拠点（の一つ）であったと考えられる。その現地統括を委任されたのが、刑部直氏に他ならない。

ちなみに、研究史上これまで橘花屯倉の管理氏族として注目されてきたのは、『続日本紀』神護景雲2年（768）6月癸巳条に名がみえる飛鳥部吉志氏（五百国）であった。筆者も吉志集団が屯倉の管理に関わったであろうことは十分に認めたい。しかし、彼らはこの『続日本紀』の記事にみられる報償によって位階が付与される以前は位階を有していない（ただし、もちろん郡

雜任などへの任用は想定しうる)。こうした状況を勘案すると、彼らは屯倉の統括者というよりは、むしろ御田・田部・倉の収納物の管理や技術的指導など、屯倉の施設やその経営・維持に直結する、より現業的な役割を担うために中央より派遣され、同記事にみえる久良郡域にあったと推定されている久良岐屯倉など、周辺の屯倉経営にも関与した氏族であったとみたほうがよいだろう⁽³⁵⁾。

さて、タチバナ地域の刑部直氏の本拠は、8世紀には、先に掲げた東大寺正倉院所蔵の調庸布にみられる本貫からも橘樹郷とみてよい。そして橘樹郷は郡名郷であるので、諸先学が指摘するとおり、郡領（評官人）たる刑部直氏を中心に、7世紀半ば～後半頃までに、橘樹神社の所在する子母口とその周辺域を中心としたのちの橘樹郷に、評衛一郡衙（橘樹官衙遺跡群）が整備されていったと考えるべきであろう。

ただ、今見たように同氏が、歴代にわたって名代たる刑部からの物資・労働力の王家への貢納を中核的業務とした橘花屯倉を統括する氏族であったとしてよければ、より古くには、刑部直氏は、のちの御宅郷を政治的拠点としていたと考えられるのではないか。よって本稿では、刑部直氏については、橘樹郷域と御宅郷域のいずれをも広く拠点として盤踞した、タチバナ地域およびその周辺域における最有力氏族であったとみておきたい。

おわりに　－刑部直氏と橘樹官衙遺跡群・影向寺遺跡－

先に確認したように、橘樹郡衙遺跡の第Ⅰ期（7世紀第3四半紀ごろ）の影向寺前身建物遺構に並行して正倉院域に大壁建物2棟が造られており、Ⅰ期建物のうちに同一地域に影向寺金堂が建立された。そして影向寺の西側に、ほぼ同時期ないし若干遅る時期に3室からなる横穴式石室や版築構造の墳丘をもった馬絹古墳が造営されている。これらの造営主体について考え、それをタチバナ地域における律令体制の整備過程の中に位置づけることで、本稿をむすびたい。

影向寺の造営主体を飛鳥部吉志氏にあてる見解がある⁽³⁶⁾。しかし、上記したとおり橘樹郡域の同氏は8世紀後葉の白雉献上による報償まで位階を有

していない。こうした氏族を、7世紀後葉に建立されて以降、南武藏一帯に屹立した寺院の主要檀越に想定することには、無理があるのではなかろうか。無論、知識などの形で協力・関与したことはありえようが、造営の中心主体とは考えにくい。

最もふさわしいのは、やはり郡領氏族たる刑部直氏であろう。その際、影向寺から出土した軒瓦の紋様が山田寺式の系統をひくものであることも注目される。山田寺式軒瓦は、大王舒明の建立した百濟大寺と目される吉備池廃寺出土のそれの系統を引くものであり、東国でも上毛野の上植木廃寺や下総の龍角寺など、「国造」級の有力豪族が建立したと推定される寺院から確認されるからである⁽³⁷⁾。加えて、先に指摘した孝徳朝以来の中央政府の指向性を踏まえて考えても、刑部の現地統括者として歴代にわたって王家に奉仕してきた刑部直氏の寺院造営に対しては、様々な国家的助成・援助を当然推測しうるであろう。しばしば言及してきた「国-評」の行政系列をもつ銘を有した瓦こそは、こうした支援を雄弁に物語る資料とみるべきであろう。

なお、正倉城Ⅰ期の大壁建物遺構については、渡来系氏族が主導して造営されたものと思われるため、この造営主体にも飛鳥部吉志氏をあてる見解がある。しかし、影向寺前身遺構とのセット関係を重視する観点に立てば、これも必ずしも飛鳥部吉志氏に絞る必要はなく、むしろ刑部直氏との関係を考慮すべきではないか。

すなわち、刑部直氏は、王家の名代・屯倉の統括的管理を通じた中央のオシサカ系氏族との支配関係の継続の中で、東漢氏系の忍坂直氏とつながりをもつたことも当然推察される。東漢氏系氏族は周知のごとく、極めて有力な渡来系氏族であり、配下にも多数の渡来系氏族を包含していた。とすれば、Ⅰ期の大壁建物遺構などの施設の造営には、こうした忍坂直氏やその配下の渡来系集団の支援を想定することも可能であるからである。さらに忘れてはならないのは、この建物は孝徳朝以降、全国的に遂行されていった立評政策に伴う前期評家の造営に密接するものと見られることである。そうであれば、当然に影向寺造営の場合と同じく、中央政府一国からの何らかの助成も想定してよいであろう。

影向寺遺跡の西側2km弱の地点に造営された終末期古墳たる馬絹古墳の造

當についても、同様の方向での理解が可能かも知れない。この点、蟹ヶ谷古墳群の発掘調査を進めている土生田純之の見解が注目される⁽³⁸⁾。土生田は、橘樹郡衙遺跡・影向寺遺跡の北西部に所在し、6世紀前半から始まった末長・久本古墳群が6世紀後半にその形成を終えたとみられること。その終焉期に重なる時期にちょうど郡（評）衙・影向寺遺跡をはさんで反転させた位置（南東）に、類似した墳丘群構成をもった蟹ヶ谷古墳群の造営が、前方後円墳（1号墳）を鏑矢としてはじまり、その後円墳や、終末期の小墳墓・横穴墓など、8世紀まで造営され続けること。他方、その終末期に重なる形で、郡衙（評衙）および影向寺遺跡に並行もしくはわずかに先行する時期（7世紀後半）に馬絹古墳が造営されていくことを指摘している。そして蟹ヶ谷古墳群について、「郡衙創設と密接な関係を持ちやがて郡衙に勤務した在地豪族の奥津城」と意義づける。なお土生田は、蟹ヶ谷古墳群と馬絹古墳との関係については明言していないものの、文脈上、大枠として広い意味で同一系統に属する豪族集団による、末長・久本古墳群⇒蟹ヶ谷古墳群⇒馬絹古墳という古墳群造営の流れを想定しているようでもある。そう判断してよければ、馬絹古墳はやはり郡領級氏族の奥津城とみるべきで、つまりそれは刑部直氏に関わる墳墓とみておくのが穩当、ということになろう。

さて、孝徳朝の東国国司の派遣を皮切りに、以後、武藏でも集権的支配の確立へむけた動きが進められ、7世紀中葉～後半に順次評制が施行されていった。橘樹郡の原型となつた評もその一環として誕生する。

タチバナ地域の場合、評家の整備は7世紀第3四半期の豪族の居宅（ないし捨宅寺院）とみられる影向寺前身建物遺構と大壁建物2棟の造営から始まった（前期評衙）が、本格的には7世紀第4四半期以降の、建物主軸方位が西に約30度傾いた建物群を有した第Ⅱ期の官衙遺構（後期評衙）と影向寺の造営時期が画期となろう。Ⅱ期は、天武紀4年（675）2月条の部曲の廃止（部民制の最終的廃止）から始まり、同紀14年（685）9月戊午条の令制国の国境領域確定事業、同年11月丙午条の諸家の兵器私藏禁止と郡家（評家）への収納といった一連の全国的施策が進行している時期に概ね相当する。8世紀以降の橘樹郡域が確定したのも、おそらくこの頃であろう。その結果、大宝令以降には橘樹郡は狭隘な領域4里（郷）を管掌する下郡とされ、郡領

も一員のみとされた可能性すらある。

評—郡制の施行・展開過程において、かつての橘花屯倉の担った部民や田地の管理をはじめとした多様で散在的且つ広域的な機能や業務は停止され、それらは中央政府—国司（国宰）の主導により、国郡（評）制の領域的支配の論理にもとづいて整理され、細分・再編された。その際、橘樹郡（評）の所管は、刑部直氏が歴史的に担当した屯倉や県の統括業務の中核拠点とその周辺の郷に限定された。ただし、刑部直氏は、その歴代の王家への奉仕が評価されて譜代的郡領氏族として位置づけられ、且つ8世紀にも王権中枢への供御物貢納を主導した。あわせて同氏には、管轄郡域が狭隘となったことへの見返りとして、同氏の伝統的な南武藏地域一帯における広域的権威の承認の意味を込めて、寺院の建立が奨励された。その結果、刑部直氏は、古墳に替わって、同族および周辺の歴史的に関わりを有した諸氏族集団全体の「追善一報恩」を核とした＜普遍＞宗教による結集の要となる永続的モニュメントとしての寺院＝影向寺を、その主要檀越として、国家的助成のもとで建立していくことになったとみられるのである。

【注】

(1) 古代橘樹郡について言及した研究は膨大だが、郡域全般の歴史的推移については、とりあえず『川崎市史』（とくに第5章、1節＜執筆担当：鈴木靖民＞、2節＜執筆担当：平野卓治＞）川崎市、1993年、村田文夫『川崎・たちはなの古代史—寺院・郡衙・古墳から探る』有隣新書、2010年、をあげておく。

(2) 橘樹郡衙跡遺跡群・影向寺遺跡については、栗田一生「武藏国橘樹郡家と影向寺遺跡」『古代東國の地方官衙と寺院』山川出版社、2017年を参照。以下、これらの遺跡群に関する情報は、基本的にこの栗田論文による。

(3) 蟹ヶ谷古墳群の性格については、土生田純之「川崎市蟹ヶ谷古墳群の発掘調査」『人文科学年報』46、専修大学人文科学研究所、2016年を参照。また蟹ヶ谷古墳群とその南側に位置した弥生～古墳期の集落遺跡である神庭遺跡の変遷については、高久健二「川崎市蟹ヶ谷古墳群の発掘調査と神庭遺跡」『人文科学年報』47、専修大学人文科学研究所、2017年を参照。さらに、上記の考古学的研究成果を踏まえたタチバナ地域に関する最近の文献分野の論文として、田中禎昭「橘花ミヤケにおける氏族の動向－物部・刑部・飛鳥部吉志－」『人文科学年報』50、専修大学人文科学研究所、2020年、がある。なお、以後田中の見解はすべて同論文による。

(4) 松嶋順正『正倉院宝物銘文集成』吉川弘文館、1978年、杉本一樹「正倉院の織維製品と調庸関係銘文－松嶋順正『正倉院宝物銘文集成』第三編補訂 前編」『正倉院紀

要』40、2018年。

(5) 大川清『早稲田大学考古学研究室報告第五冊 武藏国分寺古瓦塼文字考』小宮山書店、1958年、以下、武藏国国分寺跡出土のヘラ書瓦の銘文情報については、基本的に本書による。

(6) 荒井秀規「武藏国橘樹郡家と南武藏の交通」『史叢』95、2016年。

(7) 杉本一樹前掲注4「正倉院の織維製品と調庸関係銘文－松嶋順正『正倉院宝物銘文集成』第三編補訂 前編」参照。

(8) 上総国より貢納された天長5年(828)11月付の白布を参考のこと(松嶋順正前掲注4『正倉院宝物銘文集成』第3編37号所収)、杉本前掲注4論文も参照。

(9) 栗田一生前掲注2「武藏国橘樹郡家と影向寺遺跡」。

(10) 以上の東国地域の白鳳期寺院に関する知見は、三舟隆之 a「影向寺遺跡と古代東国の郡家・寺院」『史叢』95、2016年、同 b「古代東国の仏教受容と寺院」『古代東国 の地方官衙と寺院』山川出版社、2017年、所収、同 c「相模・南武藏の古代寺院の成立－国造と地方寺院－」『考古論叢神奈河』25、2018年などを参考。相模国高座郡の下寺尾廃寺については、鈴木靖民「古代相模の地方寺院と首長－茅ヶ崎市下寺尾廃寺をめぐって－」同『相模の古代史』高志書院、2014年、所収、初出2002年、も参照。

(11) 三舟隆之前掲注10a・b・c論文。

(12) 中林隆之「古代王権と仏教」『古代文学と隣接諸学3 古代王権の史実と虚構』竹林舎、2019年、所収、同「仏教伝来から国家仏教へ」『テーマで学ぶ日本古代史 社会史料編』吉川弘文館、2020年、所収、また荒井秀規「評家と白鳳寺院」『古代東国 の地方官衙と寺院』山川出版社、2017年、所収は、主に評・郡家との関係から、「私寺」たる白鳳期寺院の公的機能について論じている。

(13) 栗田一生前掲注2「武藏国橘樹郡家と影向寺遺跡」。

(14) 望月一樹「律令制下における橘樹郡の様相」『史叢』95、2016年。

(15) 『平城京長屋王邸跡－左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告－本文編』吉川弘文館、1996年、第IV章「1 C 二条大路木簡」、第V章「1 B 二条大路木簡と皇后宮一二つの木簡群をめぐって－」(いずれも執筆：渡辺晃宏)。

(16) 吉野秋二「人給所」木簡・墨書き土器考』同『日本古代社会編成の研究』塙書房、2010年、所収、初出2002年、渡辺晃宏『平城京一三〇〇年「全検証」奈良の都を木簡からよみ解く』柏書房、2010年。

(17) 三舟隆之前掲注10c論文。

(18) 原島礼二「第一部 県の史的位置」同『日本古代王権の形成』、校倉書房、1977年、所収、初出1970・1972年。

(19) 田中前掲注3論文は、川崎市高津区坂戸付近に所在し14Cに遡る地名「坂戸」から、入間郡の「坂戸」とともに、坂戸物部氏の拠点とした森田悌の見解(『古代東国と大和政権』新人物往来社、1992年、同『武藏の古代史 国造・郡司と渡来人・祭祀と宗教』さきたま出版会、2013年)に依拠し、この地をタチバナ地域の物部氏の拠点とし、「県守郷」をこの付近と推測する。県および「県守」集団の理解は本稿とは異なる。

るが、物部系氏族の拠点の一つをこの地に求めた点は妥当と思われる。

(20) 鈴木正信「武藏国造の乱と横渟屯倉」『早稲田大学高等研究所紀要』12、2020年。

(21) 関和彦「武藏国造と多摩」『月刊歴史手帖』23-10、1995年など。

(22) 江口桂『古代武藏国府の成立と展開』同成社、2014年。

(23) 多賀城跡第20次調査出土第5号木簡、『宮城県多賀城跡調査研究所資料II 多賀城跡木簡I 本文編』宮城県多賀城跡調査研究所、2011年、所収。

(24) 菅田香融「皇祖大兄御名入部について」同『日本古代財政史の研究』塙書房、1981年、所収、初出1968年。

(25) 仁藤敦史「トネリと采女」同『古代王権と支配構造』吉川弘文館、2012年、所収、初出2001年、同著83~85頁を参照。

(26) 成清弘和「オサカベ再考」『続日本紀研究』228、1983年。

(27) 田中前掲注3論文が『新撰姓氏録』に物部系の氏族が存在するとみたのは誤解である。成清が重視する『先代旧事本紀』『天孫本紀』の尾張氏と物部氏との関係記載も、すでに指摘があるように、後世に物部氏の影響を強くうけて作成されたもので、その中で、尾張氏とのつながりも加上されたものと見られるなど、作為性が疑われる点が多く、基本的に信用しかねる。なお、この問題をめぐる最近の研究として、とりあえず、工藤浩「『天孫本紀』所載系譜をめぐって」(同編『先代公事本紀論 史書・神道書の成立と受容』花鳥社、2019年、所収)を挙げておく。

(28) 車崎正彦「隅田八幡人物画像鏡の年代」『縦体王朝の謎【うばわれた王権】』河出書房新社、1995年、所収。

(29) 山尾幸久『日本古代王権形成史論』岩波書店、1983年、同『古代の日朝関係』塙書房、1989年。なお森公章『戦争の日本史1 東アジアの動乱と倭国』吉川弘文館、2006年も、ほぼ同様の理解である。

(30) 筆者は別稿(「石作氏の配置とその前提」『日本歴史』751、2010年)において、尾張連氏と同じ「火明命」を祖神とした石作連氏について検討し、かつて広域にわたる有力豪族集団間で調整されていたと思しき播磨竜山石を素材とした石棺の製造・配布のあり方が、縦体の即位後、彼に従って畿内に進出した石作連氏のもとで、部民制的な奉仕体制のもとに再編されたことを指摘した。オシサカ宮への部民制的奉仕体制の成立についても基本的に同様に理解できよう。

(31) 北武藏(入間郡)の物部直氏に言及する研究は多いが、ここでは前掲注19森田悌『古代東国と大和政権』・同『武藏の古代史』とともに、森公章「郡的世界」と郡家の機構—武藏国入間郡家を中心として—『古代東国の地方官衙と寺院』山川出版社、2017年、所収と、鈴木正信「武藏国高麗郡と武藏国造」『古代渡来文化研究I 古代高麗郡の建郡と東アジア』高志書院、2018年、所収、を挙げておく。

(32) 皇極紀2年(643)10月壬子条では、蘇我蝦夷は子の入鹿に私に紫冠を授けるとともに大臣に擬し、あわせてその弟を物部大臣と呼んだとし、大臣の祖母が物部弓削大連の妹であり、その母の財によって世に威をとったとある。また崇峻即位前紀でも、

蘇我大臣の妻は物部守屋の妹で、大臣（馬子）はその妻の計にしたがって大連（守屋）を討滅したとある。それらの記事を念頭に置くと、蘇我馬子は、崇峻王の倉梯宮の創設に際して、自身が奪取した物部本宗の権益の一部を割いて椋椅部を設定したが、その際、もともと物部本宗に近くその下で部民の管理を担当していた枝族を、椋椅部連として王宮へ奉仕する中央伴造に再編した、という流れを想定できるのではないか。

(33) 仁藤敦史「古代王權と「後期ミヤケ」」同『古代王權と支配構造』吉川弘文館、2012年、初出2009年。

(34) 望月一樹前掲注14「律令制下における橋樹郡の様相」も、刑部直氏の広域的な連携について言及する。ただ望月の場合は、多摩川水系を重視し、国府（多摩屯倉？）をネットワークの拠点とみている。

(35) 田中禎昭前掲注3「橋花ミヤケにおける氏族の動向－物部・刑部・飛鳥部吉志一」、鈴木正信前掲注20「武藏国造の乱と横淳屯倉」など参照。

(36) 三舟隆之前掲注10a 論文（なお同c論文も明言はしていないが、文脈上同様に判断しているように読める）。栗田一生前掲注2「武藏国橋樹郡家と影向寺遺跡」など。

(37) このうち上植木廃寺は、後の佐位郡大領たる檜隈部君氏の氏寺と想定されている。檜隈部君氏は、檜隈宮（宣化の正宮）に奉仕した檜隈部を統括した勢力であろう。一方、下総の龍角寺は、付近に岩屋古墳を有し、「印波国造」の造営と推測されている。岩屋古墳が方墳であることから蘇我氏との何らかの関係が推測される場合もある。そうであっても蘇我の討滅後には王家に服属し、その伝統的な勢力が承認されて山田寺式軒瓦の使用が認められたのであろう。なお、岡本東三「山田寺式軒瓦と東国の寺院」同『東国の古代寺院と瓦』吉川弘文館、1996年、初出1993年、も参照。

(38) 土生田純之前掲注3「川崎市蟹ヶ谷古墳群の発掘調査」。